

# 事業承継を契機とした中小企業の活性化のため 今こそ、承継に係る税負担の大胆な減免を！

平成29年10月  
全国中小企業団体中央会  
日本商工会議所  
全国商工会連合会  
全国商店街振興組合連合会

## <中小企業の「大事業承継時代」が到来>

- ✓ わが国の中小企業数は、経営者の高齢化と後継者難等による廃業で、この5年間で40万者減少。間もなく、団塊世代の経営者30万人が70歳を迎える「大事業承継時代」が到来。
- ✓ 一方、わが国の開業率は4.6%と諸外国と比べて極めて低く、地方ほど廃業率が開業率を上回っている。このままでは、わが国の経済基盤である中小企業層は衰退の一途へ。

## <事業承継税制に関する考え方>

- ✓ がんばって成長するほど、中小企業の自社株評価は上昇。自社株を引き継ぐ後継者に重い相続税負担が発生
- ✓ 中小企業の自社株は、経営に必須で換金不可能という、他の財産とは違う性格  
中小企業の自社株は、他の財産とは違い、事業を継続する限り売却できない。自由に売却できない自社株に、他の財産と同等の税負担を求めるべきではない。
- ✓ 後継者が事業の発展(IT化・生産性向上投資等)に注力できる環境整備が必要
- ✓ 諸外国では、自社株の承継に係る贈与税・相続税の8~10割を軽減する制度を導入済み



## がんばって成長する中小企業の承継負担を大胆に減免する 「諸外国並み」の事業承継税制が必要

諸外国並みの事業承継税制の実現に向け、抜本的に見直すべき点は以下のとおり

1. 納税猶予ではなく、5年間事業継続後の納税免除制度の実現
2. 深刻な人手不足を踏まえた雇用要件の見直し
3. 税制の効果を薄める対象株式総数制限の撤廃 (2/3→3/3へ)
4. 経営人材の登用を制限する代表者・筆頭株主要件等の撤廃